

第3回中間報告

(報告期間 2017年2月20日～5月12日)

基本情報

派遣クラブ：広島東南ロータリークラブ

カウンセラー：中村 伸弘 氏

受け入れホストクラブ：Rotary Club The Hague Metropolitan-RCTHM

カウンセラー：Ms. Shila van der Kroef

国際ロータリー第2710地区

2016-17年度グローバル補助金奨学生

西山秀平

報告書提出日：2017年5月13日

現地住所：Stamkartstraat 29, 2521EK The Hague, The Netherlands

E-mail: shu-nishi-911@fuji.waseda.jp

連絡先電話番号：+310638121230

教育機関・専攻分野：ライデン大学 法科大学院

国際法学科国際刑事法専攻（修士課程）

Leiden University, Advanced LL.M.

in Public International Law specialization International Criminal Law

1. 5月も折り返しを迎え、本日、2学期目の最後の授業があったので第3回の中間報告を行いたいと思います。前回の中間報告書の提出から現時点までに起こったことをご報告させていただきます。春休みという形での中期休暇はなく、後半の授業と前半の授業を同時にこなすという形でこの3ヶ月は過ごしました。

2. 春のオランダ

3月に入ってから徐々に気温も上がり、4月にはようやく気温が2桁を記録する日も出てくるようになりました。チューリップで有名なキューケンホフ公園はこの数ヶ月間しか開園していないので、オランダ国内外から多くの観光客が訪れるようです。私も、観光客気分になって行って参りました。日本では見たことのない規模の見渡す限りチューリップで、これまたオランダでは今まで目にしたことのないほどの人の数で、色んな意味で驚きました。かつてチューリップバブルが起きたのも納得出来ました。チューリップには人を惹きつける何かがあるのだと思います。(写真左)

4月の下旬には国王の誕生祭である **King's Day** があり、国中前日の夜からお祭り騒ぎでオレンジ色のものやオランダの国旗を身につけて街に繰り出すという、大変興味深いイベントがありました。日本とは、王族への接し方や心の持ちようが異なり、とてもフレンドリーに感じます。日本では天皇誕生日は大勢の国民にとっては単なる祝日の一つに過ぎません。お国柄なのか、建国の歴史の違いがそうさせるのか、色々と考えさせられる催しでもありました。(写真右)



3. 学業面での成果

二学期の後半は、専攻しているコースのメインとなる、国際刑事法各論と国際刑事訴訟法、そして共通のコースである国連平和維持活動の3つの授業を受講しました。

国際刑事法各論の授業では先学期に学んだ刑事法の更に詳細な事柄について学びました。教授は、以前に国際刑事裁判所で働かれておられた方で、条文の解釈論や事件に適応される原理原則の変遷についてなどとても詳細に学ぶことができました。中でも、条文の解釈が締結交渉会議の際における各国の主張と妥協に基づき生み出されたものだということは、裁判所が実際に運営していく上での大きな足かせになっているような気もしますが、国際社会というものは妥協の産物でもあるので、その妥協の隙というものをどのように突いていくかというスキルが今後必要になってくるのだということを学ぶきっかけにもなりました。最後の授業では実際に国際刑事裁判所を訪れ、現役判事のお二人からお話を伺うことができました。裁判所が現在直面している問題や、冷戦終了後からの数十年でいかにこの分野が発展してきたのかという話を伺うことができました。(写真)



国際刑事訴訟法の授業では毎週オムニバス形式で国際刑事裁判の各段階における様々な実務家の方々が講師として来てくださり、裁判所で扱われる事件をどのように探し、証拠を調べ、訴訟の過程を進めていくか

を講師の方々の実体験を交えて学ぶことができました。最後の授業では、模擬裁判形式の授業が行われ、自ら証人として尋問を受けたり、また検察官や弁護側として尋問をする練習を実際の判事の方や国際刑事裁判所の事件の弁護を担当されている方から指導を受けることができ、英語で法廷に立つのがいかに難しいかということを経験して感じました。

国連平和維持活動の授業では、これまでに学んできた国際法の分野が様々に絡み合っている国連平和維持活動の法的な根拠や、活動における難しさを実際の国連の文書や国連のこれまでの実際の活動を検証しながら学習しました。日本ではまだ馴染みがありませんが、欧州の人権裁判所や各国の裁判所では国連自体や国連の平和維持活動に参加した国の行為の法的責任を問うて裁判が行われており、そういった事件について学ぶのも新鮮でした。自衛隊の活動の範囲が拡大していく中で日本でもこう言った訴訟が起きてくるかもしれません。

4. 課外活動

Green Legacy Hiroshima の活動について、3月の末に広島市の植物園から昨年の秋に収穫された被爆樹木の種が届き、植えられました。銀杏や柿などの種子が届き、ライデン大学の植物園の温室で育てられ始めました。

(写真左) 4月の中頃には芽吹いて、すくすくと成長しています。種子の発芽時期は全く予測できないらしく、長ければ1年ほどかかるかもと言われて、心配していたのですが、そんな心配をよそに多くの種子が発芽してくれて成長してくれています。(写真右) 管理が良いからなのでしょう、植物園の方々には感謝の気持ち一杯です。私もライデンに行く際には植物園に足を運んで成長の様子を確認しに行っているのですが、その際にも様々な人からこれは何の種なのか、と聞かれることがあり、その度にこのプロジェクトのことを話すと皆さんとても気に入ってくださるので、この活動をこちらに持ってくることでよかったな、と感じています。

また、5月の頭には、フランスのプロジェクトに協力してくださっている方の元から、4歳になる苗木が送られてきました。プロジェクトの裾野の広さに驚かされるとともに、このプロジェクトを広げていく意義というものを深く肝に銘じることができました。早ければ、この夏にでも屋外のどこかへ植樹することができそうです。(写真下)



5. 現地ロータリーとの関わり

ようやく、受け入れ先の Rotary Club The Hague Metropolitan から招待を頂いて、3月7日に挨拶をかねて定例会に参加して参りました。クラブは15名ほどの会員の方々に形成されていて、定例会も夜に行われていました。食事の前のドリンクから始まって、会話を楽しみながら2時間ほど夕食をとるという形でした。私は30分ほどの時間を頂いて自己紹介のプレゼンテーションをさせていただきました。皆さん、とても真剣に聞いてくださり、様々な質問も飛び交いととても内容の濃い訪問となりました。



また、4月30日には、財団の Marianne Cox さんのお宅で他の奨学生も合わせて、お茶会が行われ、これまでにあった事などをお互いに共有したりする事ができました。奨学生はそれぞれ異なったクラブに受け入れられており、専攻も同じコースに在籍しているイギリス人以外は全く異なるので、こうした機会を設けてくださるのはとても刺激になります。残りの滞在も少なくなってきましたが、できる限り多くの催しに参加し、オランダのロータリーの方々との親交を深めたいと思っています。(5月中にも幾つかの催しにすでに招待頂いているので、その様子は最終報告書でご報告したいと思います。)

6. 直面している/今後の課題

先に述べた授業の課題が5月末から6月初旬にかけて残っていることと、このコースの最後の課題である卒業論文の締め切りが7月3日に迫っているのでこれらの課題をこなすことが喫緊の課題です。それに加え、卒業後のインターンとして国際刑事裁判所のインターンに現在応募しています。これまでに授業を通じて学んできたことを活かすのにこれ以上ない環境だと確信しているので、無事に通るようにしっかりと書面を準備していきたいと思っております。また、課題ではありませんが、5月30日から6月3日から研修でジュネーブを訪れます。様々な国際機関を訪問する予定に加え、コースの人たちと共に過ごす最後の時間になりそうなので、精一杯学ぶと共に、充実した時間をみんなと過ごしたいと思っています。そして、帰国日になりますが、8月24日に卒業式があるので、無事に卒業してひとまず帰国の途につきたいと思っております。（卒論の提出と卒業式の日程が離れているので卒業式に参加できないまたはしない人たちもいるようです。その意味でもジュネーブでの研修が皆で過ごす最後の機会になりそうです。）